

宮古島市立小学校長 殿
宮古島市立中学校長 殿

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子
(公印省略)

緊急事態宣言下における（9月27日以降）の部活動の再開について（通知）

平素より、学校における感染症対策の推進にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。
さて、見出しのことにつきまして、緊急事態宣言下ではありますが、地域の感染状況を踏まえて部活動を段階的に再開することを決定しましたので通知いたします。各学校においては、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から慎重な対応をお願いします。部活動を行う場合は下記の通りで実施して頂きますようお願いいたします。
尚、今後、状況に変化があった場合は、対応の変更等あらためて通知いたします。
小学校におけるスポーツ少年団等（スポーツ活動、文化活動等）の活動においても本通知に準じて実施をお願い致します。

記

[本市における、緊急事態宣言下の部活動の実施について]

緊急事態宣言下における（9月27日以降）については、下記内容を遵守して実施することができることとする。

- 1 平日の活動時間は90分以内（個人練習、合同チーム練習を含む。早朝練習は行わない。準備・片付け・清掃・整備やミーティング等は含まない。）とする。
土日や休日の活動については2時間以内（個人練習、合同チーム練習を含む。準備・片付け・清掃・整備やミーティング等は含まない）とする。
- 2 緊急事態宣言期間中、市内外での合宿・遠征や練習試合・合同練習は行わないこと。
- 3 緊急事態宣言期間中、県内（市内も含む）、県外大会やコンクールの参加については、各団体の感染症ガイドラインに則り、十分な連携の元、慎重に検討し学校長の判断で参加すること。
- 4 学級・学年閉鎖等の対応がある際は、その期間は部活動に参加しないこと。

※ スポーツ少年団の活動参加については、団体の代表者の責任の下で行うこと。

※ 地域のスポーツクラブ等に通う生徒については、所属する団体のガイドラインに則り感染症対策を行うこと。

[部活動を行う際の留意点]

※ 別添資料の「部活動実施に係る新型コロナウイルス感染症対策の考え方について」を参照すること。

【本件に関する問い合わせ先】

(小学校・スポーツ少年団)

担当：宮古島市教育委員会生涯学習振興課 社会教育係 下地 ゆかり
TEL 0980-72-3764 FAX 0980-73-1976

(中学校)

担当：宮古島市教育委員会学校教育課 指導主事 古堅 秀樹
TEL 0980-72-9959 FAX 0980-73-1976

部活動実施に係る新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

【重要】

- ※ 発熱等の風邪の症状等がある場合には、生徒や指導者等も参加しないよう徹底すること。
- ※ 同居の家族に風邪等の症状がみられる場合も参加しないよう徹底すること。
- ※ 毎日の検温等、健康観察の実施を徹底すること。(特に、部活動再開前から徹底すること)

- 生徒本人と保護者の意向を尊重し、参加を強制しないことを徹底すること。
- 活動を生徒だけに任せるのではなく、顧問や部活動指導員等が実施状況を把握できる体制をとること。
- 日時や活動内容をあらかじめ生徒や保護者に周知すること。(緊急時の連絡体制の構築)
- 部活動前後に、生徒同士の飲食等を控えるよう、特に指導を徹底すること。
(部室、更衣室等含む)

1 留意事項

「3つの密(①換気の悪い密閉空間 ②多くの人が密集 ③近距離での会話や発声(密接))が同時に重なる場」を徹底的に避けること。

※ 1つ1つの条件が発生しないように配慮すること。

(1) 活動場所について

- 可能な限り、屋外で実施すること。
- 屋内(体育館、武道場、音楽室等)で実施する場合は、こまめな換気(その場所のドアや窓を広く開ける等)や、消毒液の使用(消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒)を徹底すること。
- (例)・常時、入口や窓を開ける。
 - ・休憩時間毎に2方向のそれぞれの窓(対角線上の窓を開けると換気がスムーズ)を広く開けて換気を行う。
 - ・天候や人の密度等により異なるが、少なくとも1時間に1回程度換気を行う。

(2) 活動内容について

- 沖縄県教育委員会から発出される「県立学校における地域の感染レベルに応じた感染症対策」に基づき実施すること。
- 多数の生徒が集まり、呼吸が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は、密集せずに距離を取って行うことができる活動に変更するなどの工夫をすること。
- 集合・ミーティング等を行う場合は、マスクの着用や手の届く距離に集まらない等の工夫をすること。
- 活動の際は、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負荷がかかる運動は避け、適宜休憩を取るなど生徒の怪我防止等に十分留意すること。

(3) 用具等の共用について

- 用具等の共用による接触感染が懸念されることから、用具等の共用は可能な限り避けること。
- 活動で使用する用具等は、使用前後に消毒を行うとともに、生徒間で不必要な使い回しをしないこと。
- (例) コップ、スクイズボトル、汗ふきタオルの共用は避ける。

(4) マスク着用について

- 原則として運動部活動中においては、マスク着用は必要ありません。ただし、ミーティングやベンチ待機中等の密な状況(身体的距離が十分に取れない状況)ではマスクを着用すること。
- 文化部活動においては、飛沫による感染リスクを最小限に抑えるために、できる限りマスクを着用することが望ましい。楽器演奏等でマスクを外す場合でも演奏等終了後はすばやくマ

- クを着用すること。
- 生徒（保護者）がマスク着用を希望する場合は、適宜対応すること。
- マスク着用する場合は、熱中症や呼吸困難等による体調不良等の発生がないよう、適宜マスクを外したり、水分補給や休息をとるなど工夫をすること。
- (5) 手洗いについて
 - 様々な場所にウイルスが付着していることを想定し、こまめに手洗いを行わせること。
 - ※流水と石けんで手洗いを行わせることが望ましい。
 - (例)・練習の前後や休憩時間
 - ・活動場所を移動する際
 - ・用具等を共用した場合
- (6) 部室・更衣室等の利用、喚起等について
 - 部室・更衣室等については、短時間の利用としたり、密にならないよう一斉に利用しないなどの工夫をするとともに、十分な換気を行うこと。
 - ドアノブ等、適時、共用部分の消毒に努めること。
- (7) 部活動での登下校時の注意喚起について
 - 密接・密集にならないよう、注意喚起をすること。
 - (例) 肩を組んで歩く等。
 - 終了後は、会食等をせずに速やかに帰宅させること。
 - 登下校時は、マスクの着用を徹底させること。
- (8) 屋内かつ接触を伴う競技について
 - 使用する諸用具は、こまめに消毒等を行うこと。
 - 使用するフロア、マット、ベンチ等もこまめに消毒等を行うこと。
 - 頻繁に接触がある場合は、こまめに手指消毒を行うこと。
 - 練習場所の換気を徹底すること。
 - (詳細は、各競技専門部ガイドラインを参照し、遵守すること)
- (9) 大会参加における感染症対策について
 - (例)・円陣を組んで大声を出さないこと。
 - ・会場内での動線（出入り口等）を一方通行にすること。
 - ・ハーフタイム時のコートを使用する練習はしないこと。
 - ・感染症対策のための競技運営方法の工夫を積極的に取り入れること。
 - (詳細は、各競技専門部ガイドラインを参照し、遵守すること)

2 大会参加についての確認事項

- (1) 陽性または濃厚接触者となった選手・職員については、保健所が指定する解除日まで大会参加はできない。
- (2) 出席停止、学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖に該当する者で、濃厚接触者が特定されるまでの期間、大会参加はできない。但し、濃厚接触者の特定が終了し、濃厚接触者とされなかった者は大会に参加できる。しかし、その生徒は学級閉鎖等が解除されない限り、校内での部活動は参加できない。

3 その他

- (1) 部活動に参加する生徒や顧問等が感染者・濃厚接触者に特定された場合、学校は宮古島市教育委員会（学校教育課）へ一報を入れ、その後の対応について指示を仰ぐこと。
- (2) 感染者又は濃厚接触者が多数と判断される場合は、活動を停止する。
- (3) 活動時間や休養日について、宮古島市教育委員会「宮古島市スポーツ少年団等の在り方に関する方針」「宮古島市中学校部活動の在り方に関する方針」を基に、各学校の定める「部活動等の活動方針」に準拠すること。
- (4) 感染拡大防止の観点から、短時間での効果的な活動の実現に積極的に取り組むこと。